

学校いじめ防止対策基本方針

那覇市立城北小学校

はじめに

学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネット上での新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組む事が求められている。

このため、本校では、いじめ早期発見の手だてや、いじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について基本的な考え方を明確にし、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの子にも、どの学校にも起こり得る事から、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌作り」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が共通実践することが求められる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ☐ 理由もなく意地悪なことをされる。
- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

3 いじめに対する基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき姿勢

- ① いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくい所で行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方は問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者それぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき課題である。

4 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む事が重要である。そのためには「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある。未然防止の観点から学校教育活動全体を通して、児童理解、いじめ防止のための取り組み、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修等の計画を別に定める。

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また児童の対しても学年・学級活動などで適宜いじめの問題に触れ「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度の育成

人権教育、学校行事の充実、読書活動、体験活動等の推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の留意点

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感を生まないように、一人一人を大切にし

た「わかる授業」づくりを進めていく。また、学年・学級等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団作りを進めていく。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

5 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視することなく、積極的に認知するように努める。

また、日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に児童のを行い情報交換を共有する。

(1) 学校は、日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組みと共に、児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(2) 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

(3) スクールカウンセラー、教育相談支援員の利用について広く周知させることにより、児童及び保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。

(4) 年間計画

学期	月	場	内容	対象
	4月	職員会議	コンプライアンス、いじめ防止対策の共通確認。	教職員
	4月	学級保護者会	学校がいじめに対する基本方針の説明	保護者
	6月	教育相談週間	児童理解・支援に努める。	児童
	11月	授業参観	授業参観での道徳授業公開	児童
	11月	人権教室	人権擁護委員を講師として全学級人権教室	児童
		教育相談週間	児童理解・支援に努める。	児童
		校長講話	校長による講話	児童
	毎月	アンケート	生活、いじめアンケートの実施	児童
		いじめ防止対策委員会	各学年から実態報告と対策検討	委員
		カウンセリング 教育相談支援員	スクールカウンセラー、教育相談支援員との相談・面談	児童 保護者 教職員

6 体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校において、いじめ問題の組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

(1) いじめ防止の為の組織

①「いじめ防止対策委員会」の設置

②構成員

校長、教頭、教務、学年主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任

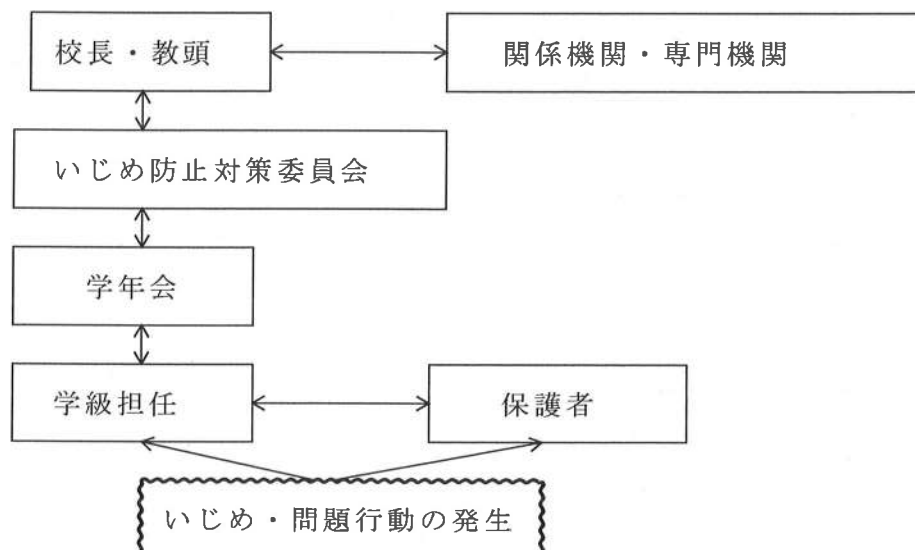
③いじめ防止対策

- ・学校いじめ防止対策基本方針の策定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・各取り組みの検証
- ・学校いじめ防止対策基本方針の見直し
- ・緊急対応

7 いじめ発生時の組織対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。いじめに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応を別に定める。

いじめが起こった場合の組織的対応



8 重大事態への対処

重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」より

重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告すると共に、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び、経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。